

皆様のご協力の下に作成した「地区計画」が、このたび正式な市の計画となりました。街づくり協議会は、「地区計画」に基づく新しい街づくりが円滑に進むよう今後も活動を継続していきます。地域一丸となった街づくりの推進について、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

弁財地区地区計画ができました！

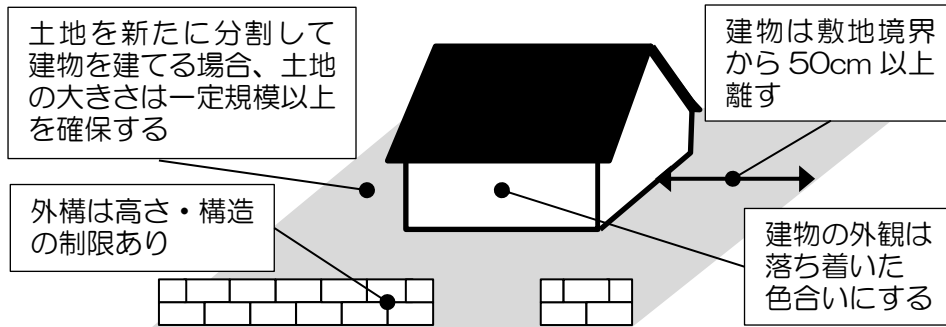
弁財地区地区計画は住環境向上につながる街づくりルール・旗印です。

地区計画の2つの役割

1 建物や外構を新築・増改築するときの基本ルール

今後、建物や外構を造る場合は工事着手前に市役所に届出をし、地区計画のルールに従って造る必要があります。住宅メーカーなどに建築を依頼する際は「地区計画がある」旨、必ずお伝えください。

【『地区計画』による建築ルールの例（一部）】



地区計画のルールをまとめたパンフレットを、区会を通じて各家庭に1部ずつ配布する予定です。また、上尾市ホームページでもご覧いただけます。

弁財地区地区計画 [検索](#)

※現在、すでにある建物や外構には影響ありません。『地区計画』は、今後、建替えや再塗装などする場合に適用されます。

2 住民・行政が協働して進める道路環境改善の旗印

地区計画には地区の皆様と市役所が一緒になって、地区内道路の環境改善に取り組むことを目標に掲げています。道路環境改善の実現には関係権利者の方のご理解とご協力（同意）が必要です。今後、関係する方には、街づくり協議会がご協力のお願いに伺うこともございますが、その際はよろしくお願ひします。

地区計画に掲げる道路環境改善に向けた取り組み

- ① 地区内の主要道路については4mの幅員を確保する
- ② 一定以上の幅員があり、複数の方が使用する私道については未舗装の状態を解消する
- ③ 交差点に面する角（隅切り部）には外構や植栽を配置することを控え、オープンスペースとする
- ④ 緊急車両の通行に支障となる電柱等は民地内に移設する

※①、②の工事は市役所で行いますが、実施には関係者の方のご理解・ご協力（セットバック）があることが前提となります。
③、④については住みよい街づくりのために可能な範囲でご協力をお願いするものであり、強制するものではありません。

多世代が安心・安全に住み続けることのできる弁財地区の実現に向けて、地域一丸となって取り組みましょう！



【作成補助】

弁財地区街づくり協議会事務局
（上尾市都市整備部都市計画課）

電話：048-775-7629

FAX：048-775-9906